

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案について

平成 19 年 1 月

経済産業省

1. 法律改正の目的

- 「経済成長戦略大綱」にあるとおり、人口減少、国際競争の激化、地域再生のニーズ等の制約の下、我が国経済の持続的な発展のためにはイノベーション（技術革新や事業革新）による生産性の向上が重要である。
- 生産性の向上のため、経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新の促進、事業再生の円滑化のための措置の拡充、新たな通常実施権の登録制度の創設等により産業活力の再生を図る。
- また、イノベーションを支える産業技術力強化法の基本理念に技術経営力の強化を位置付け、技術経営力の強化に寄与する人材の養成等の措置により、産業技術力の強化を図る。

2. 法律案の概要

(1) 産業活力再生特別措置法の一部改正

高いレベルの生産性向上を目指した計画類型の追加

- イノベーション加速化のため、「事業再構築」、「共同事業再編」、「経営資源再活用」に加え、以下の 2 つの計画類型を創設。
 - イ 「技術活用事業革新」：新たに取得した経営資源や知的財産を活用した研究開発により事業革新を行う計画。
 - ロ 「経営資源融合」：事業分野の異なる事業者が経営資源を一体的に活用して、新たな事業活動を行う計画。
- 生産性向上のための支援措置を充実。
 - イ 会社法の特例（現物出資時の検査役による調査の免除等）【継続】
 - ロ 課税の特例
 - ・ 会社設立、増資時の登録免許税の軽減措置【継続】
 - ・ 不動産譲渡時の不動産所得税の軽減【継続】
 - ・ 生産性向上を実現する事業革新設備の特別償却制度【拡充】
（新計画又は世界実証一号設備の場合、特償率 30%）
 - ハ 国内親会社の生産性向上に寄与する海外子会社への資金提供支援（出資・信用状債務に対する債務保証）【新設】

サービス産業の生産性向上のためのきめ細かな対応

- ・ 基本指針、事業分野別指針を活用し、生産性向上のための基本的考え方や認定基準を定め、業種特性を踏まえた取組を促進。

- ・ サービス産業生産性向上のための民間の協議連携活動への国の支援。

知的財産の活用促進策の充実

- ・ ライセンシーの保護のため、包括的ライセンス契約単位で通常実施権を登録する制度を創設。

地域の早期事業再生の円滑化

- 迅速な債権者調整が可能な私的整理を活用した事業再生を円滑化するため、以下の措置を創設。
 - イ つなぎ融資への債務保証制度の創設。【資金調達の円滑化】
 - ロ 特定の裁判外紛争処理機関が関与した私的整理手続を経た場合、裁判官の単独調停を可能とする規定の創設。【手続迅速化】
 - ハ 債権者間で優先弁済の合意があるつなぎ融資は、法的整理時でも考慮される規定の創設。【連続性の確保】
- 中小企業再生支援協議会の活動の継続。
- 廃業経験者の再起業に関する信用保険の特例の創設。

(2) 産業技術力強化法等の一部改正

技術経営力の強化

- 「技術経営力」(将来を展望して研究開発を計画的に展開するとともに、研究開発成果を経営において有効活用する能力)の強化に関する事項を基本理念等に追加。(産業技術力強化法)
- 産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に、技術経営力の強化に関する業務(それぞれ人材養成、助言)を追加。(産総研法、NEDO法)

研究開発成果の活用促進策の充実

- 日本版バイ・ドール規定^{*1}に、請負ソフトウェア開発を追加。産業活力再生特別措置法から産業技術力強化法へ規定を移管。
 - ^{*1}国が委託する研究開発の成果に係る知的財産権を民間が保有できる規定。
- 大学等の特許料等の軽減の対象を拡大(ポスドク^{*2}等が含まれる場合、TLOから大学へ権利が戻る場合)。
 - ^{*2}博士号取得後、助手等の職に就いていない者であって、大学等の研究機関において研究に従事している者。

3. 今通常国会に提出する必要性

- 人口減少等の課題が顕在化する中、「経済成長戦略大綱」に沿って潜在成長率を高める施策を早急に具体化することが必要である。